

再発防止処分請求①

麻原の二男らが主導する「Aleph」について、再発防止処分を請求

「Aleph」の一部不報告について

団体の報告義務（団体規制法第5条第5項・第3項）

下記要報告事項を3か月ごとに公安調査庁長官に提出

人的要素	資金的要素	物的要素	活動に関する事項	公安審が特に必要と認める事項
役職員 麻原の二男、妻	現金 収益事業の現金	土地	意思決定	収益事業
構成員 麻原の二男、妻 未成年 「白抜き」構成員	預貯金 収益事業の預貯金 預貯金全て	建物 (新越谷施設)	機関誌紙 (発行部数)	出家在家の別
				位階
				ホームページ

- [] → 従前から、一部又は全部について不報告
 (うち赤字部分は、今回新たに請求内容に追加した要素)
- [] → 令和2年2月14日付け第81回「報告書」から不報告
- [] → 令和3年11月11日付け第86回「報告書」から一部構成員を不報告
- [] → 令和3年11月14日付け第88回「報告書」から不報告

再発防止処分請求について

公安調査庁

二男らが主導する「Aleph」

再三にわたる
是正指導

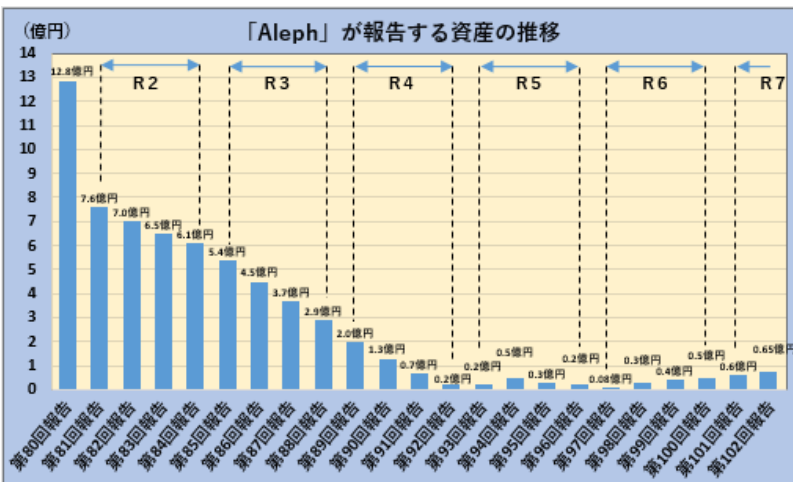
- 構成員の一部
 - 資産の一部（大半）
 - 土地・建物の一部
 - 収益事業
- 等について、不報告を継続

要件（団体規制法第8条第1項後段）

- ・ 団体報告が不報告あるいは虚偽報告
- ・ 無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難

再発防止処分請求へ

公安審査委員会



令和2年以降、報告資産額を急激に減少
→ 資産隠しのおそれ

再発防止処分（団体規制法第8条第2項）

〔処分内容〕

- ・ いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して禁止する処分（新たに追加）
- ・ 「Aleph」が所有し又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止する処分
施設内の収益事業の事業所（作業場所、事務所、道場等）等の使用禁止
- ・ 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する処分
布施等の受領の禁止

- 全部禁止：4施設
- 一部禁止：12施設

〔処分期間〕

6か月間 ※現在5度目の再発防止処分期間中（令和7年3月21日～令和7年9月20日）